

平成27年12月4日

記者発表配付資料

- 平成27年12月高知県議会定例会提出予定案件概要
- 平成27年12月高知県議会定例会提出予定議案目録
- 平成27年12月高知県議会定例会に提出予定の条例その他議案説明
- 平成27年度12月補正予算（案）の概要

平成27年12月高知県議会定例会提出予定案件概要

○提出予定議案 ----- 31件

平成27年度補正予算	-----	1件
条例その他議案	-----	28件
報告議案	-----	2件

1 平成27年度補正予算 ----- 1件

	(補正額)	(累計額)
一般会計	5,361,764千円	470,745,145千円

2 条例その他議案 ----- 28件

条例議案	-----	17件
その他議案	-----	11件

3 報告議案 ----- 2件

専決処分報告	-----	2件
--------	-------	----

平成 27 年 12 月高知県議会定例会提出予定議案目録

○ 予 算

第 1 号 平成 27 年度高知県一般会計補正予算

○ 条 例 そ の 他

第 2 号 高知県行政不服審査会条例議案

第 3 号 高知県地方活力向上地域における県税の不均一課税に関する条例議案

第 4 号 高知県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例議案

第 5 号 知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例議案

第 6 号 高知県職員倫理条例の一部を改正する条例議案

第 7 号 高知県税条例の一部を改正する条例議案

第 8 号 高知県看護師等養成奨学金貸付け条例の一部を改正する条例議案

第 9 号 高知県助産師緊急確保対策奨学金貸付け条例の一部を改正する条例議案

第 10 号 高知県医師養成奨学金貸付金等貸与条例の一部を改正する条例議案

第 11 号 高知県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例議案

第 12 号 高知県婦人保護施設の整備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例議案

第 13 号 高知県立高等技術学校の設置及び管理に関する条例及び高知県立高等技術学校が実施する普通職業訓練の基準等を定める条例の一部を改正する条例議案

第 14 号 高知県の管理する港湾の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例等の一部を改正する条例議案

第 15 号 高知県警察の設置及び定員に関する条例の一部を改正する条例議案

第 16 号 高知県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例議案

第 17 号 高知県警察手数料徴収条例の一部を改正する条例議案

第 18 号 高知県電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例を廃止する条例議案

第 19 号 高知県が当事者である訴えの提起に関する議案

第 20 号 高知県が当事者である和解に関する議案

第 21 号 平成 28 年度当せん金付証票の発売総額に関する議案

第 22 号 高知県立ふくし交流プラザの指定管理者の指定に関する議案

第 23 号 高知県立障害者スポーツセンターの指定管理者の指定に関する議案

第 24 号 高知県立高知城歴史博物館の指定管理者の指定に関する議案

- 第 25 号 高知県立牧野植物園の指定管理者の指定に関する議案
- 第 26 号 宇佐漁港プレジャーボート等保管施設の指定管理者の指定に関する議案
- 第 27 号 県有財産（建物等）の取得に関する議案
- 第 28 号 永国寺キャンパス図書館及び体育館建築主体工事請負契約の締結に関する議案
- 第 29 号 国道 197 号社会資本整備総合交付金（新野越トンネル）工事請負契約の締結に関する議案

○ 報 告

- 報第 1 号 平成 27 年度高知県病院事業会計補正予算の専決処分報告
- 報第 2 号 損害賠償の額の決定の専決処分報告

平成27年12月高知県議会定例会に提出予定の条例その他議案説明

第 2 号 高知県行政不服審査会条例議案

(行政管理課)

行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の全部改正により不服申立ての手續が見直され、新たに第三者機関として行政不服審査会が設置されることとなることに伴い、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項に規定する機関として高知県行政不服審査会を設置するとともに、同条第4項の規定により同審査会の組織及び運営に関し必要な事項を定めようとするもの

第 3 号 高知県地方活力向上地域における県税の不均一課税に関する条例議案

(税務課)

地域再生法（平成17年法律第24号）が一部改正され、併せて地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令（平成27年総務省令第73号）が施行されたことを考慮し、認定地域再生計画に記載されている地方活力向上地域内において認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に従って特定業務施設用設備を新設し、又は増設し、事業の用に供した認定事業者に対して課する事業税及び不動産取得税について不均一課税をすることとし、当該不均一課税措置に関し必要な事項を定めようとするもの

第 4 号 高知県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例議案

(市町村振興課)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の一部が施行されることを考慮し、同一の県の機関内で個人番号を含む特定個人情報の授受を行う庁内連携及び他の県の機関への個人番号を含む特定個人情報の提供が可能となるようにするため、個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関し必要な事項を定めようとするもの

第 5 号 知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例議案

(行政管理課)

本県の厳しい経済状況及び財政状況を考慮し、知事の給料月額について特例的に減じている率の適用期限を平成28年3月31日まで延長しようとするもの

第 6 号 高知県職員倫理条例の一部を改正する条例議案

(人事課)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の一部改正により、教育長が特別職とされることに伴い、贈与等の報告をしなければならない管理職員から当該職を削除しようとするもの

第 7 号 高知県税条例の一部を改正する条例議案

(税務課)

過誤納金又は過徴納金以外の還付金の充当に関する事項をその過誤納金等が発生した各県税事務所に長に委任することとするともに、自動車税以外の税目に係る徴収金についても地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）の規定により徴収金の収納の事務の委託を受けた者に払込みをすることができることとする等必要な改正をしようとするもの

第 8 号 高知県看護師等養成奨学金貸付け条例の一部を改正する条例議案

(医療政策課)

県内において必要な看護師等の確保及び充実を図るため、奨学金の償還を免除する就業施設として県内の訪問看護ステーションを追加するとともに、県内指定医療機関以外の医療機関であって知事が別に定めるものにおいて看護師等の業務に従事している間は2年間を限度に奨学金の償還を猶予することとし、併せて償還の際に利息を付することができることとする等必要な改正をしようとするもの

第 9 号 高知県助産師緊急確保対策奨学金貸付け条例の一部を改正する条例議案

(医療政策課)

県内において必要な助産師の緊急的な確保及び充実を図ることを目的として、県内指定医療機関において助産師の業務に従事しようとする者に対して奨学金を貸し付ける制度について、周産期医療体制の維持が厳しい状況の中で、平成30年末までの看護職員の需給見通しを考慮し、3年間延長するとともに、助産師の就業場所の偏在を解消するため、奨学金の償還の免除要件の算定について必要な改正をしようとするもの

第 10 号 高知県医師養成奨学貸付金等貸与条例の一部を改正する条例議案

(医師確保・育成支援課)

新たな専門医制度を見据え、県として必要な医師の確保を促進するため、専門医の育成のための専門の研修課程を有する県内の医療機関又は医療機関の特定診療科を新たに特別指定県内医療機関として指定することとし、医療機関の拡充等による貸付金の償還の免除要件の見直しをするとともに、貸付金の償還の猶予期間の限度を延長することとする等必要な改正をしようとするもの

第 11 号 高知県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例議案

(医事業務課)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成27年法律第50号）の施行による医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）の一部改正に伴い、市に移譲される知事の権限に属する事務に係る規定を削除しようとするもの

第 12 号 高知県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例議案

(県民生活・男女共同参画課)

婦人保護施設の設備及び運営に関する基準（平成14年厚生労働省令第49号）の一部改正に伴い、婦人保護施設の施設長の資格要件について必要な改正をしようとするもの

第 13 号 高知県立高等技術学校の設置及び管理に関する条例及び高知県立高等技術学校が実施する普通職業訓練の基準等を定める条例の一部を改正する条例議案

(雇用労働政策課)

勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律（平成27年法律第72号）の施行により職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）が一部改正されたこと等に伴い、関係条例について同法の引用規定の整理をしようとするもの

第 14 号 高知県の管理する港湾の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例等の一部を改正する条例議案

(港湾・海岸課、生活安全企画課、少年課)

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)の一部改正に伴い、関係条例について同法の引用規定の整理等をしようとするもの

第 15 号 高知県警察の設置及び定員に関する条例の一部を改正する条例議案

(警務課)

警察署再編計画に基づき、高知県南国警察署について高知県香南警察署及び高知県香美警察署との統合に伴う管轄区域の変更をしようとするもの

第 16 号 高知県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例議案

(生活安全企画課)

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)の一部改正及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(平成27年政令第382号)の施行による風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令(昭和59年政令第319号)の一部改正を考慮し、特定の風俗営業の営業所への年少者の立入りの制限の緩和、特定遊興飲食店営業に係る規定の追加及び特に良好な風俗環境の保全を図る必要がある地域の指定をするとともに、同法の引用規定の整理等をしようとするもの

第 17 号 高知県警察手数料徴収条例の一部を改正する条例議案

(生活安全企画課)

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)の一部改正並びに風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(平成27年政令第382号)の施行による風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令(昭和59年政令第319号)及び地方公共団体の手数料の標準に関する政令(平成12年政令第16号)の一部改正を考慮し、特定遊興飲食店営業の許可の申請に対する審査等に係る手数料を新たに徴収することとするとともに、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令の引用規定の整理をしようとするもの

第 18 号 高知県電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例を廃止する条例議案

(情報政策課)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年法律第28号)の施行による電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)の一部改正に伴い、電子署名に係る認証業務の実施主体が地方公共団体から地方公共団体情報システム機構に移行するとともに、当該認証業務に係る電子証明書の発行手数料並びに失効情報及び失効情報ファイルの情報提供手数料に関する規定が削除されること等を考慮し、高知県電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例を廃止しようとするもの

第 19 号 高知県が当事者である訴えの提起に関する議案

(地域福祉政策課、雇用労働政策課)

県は、平成25年12月13日付け及び平成26年4月1日付けで土佐市高岡町乙1179番地21 105号株式会社ワイ・エム・インターナショナルと起業支援型地域雇用創造ケアーズ訪問看護ステーション人材育成事業に係る業務委託契約を締結し、委託料を支払うとともに、委託事業を実施する事業主であることを要件として、同社に対し、同年8月6日付けで高知県緊急雇用創出正規雇用促進費補助金交付要綱に基づき平成26年度高知県緊急雇用創出正規雇用促進費補助金の交付決定を行い、補助金を交付したが、同社の不正行為が発覚し、委託事業が適正に履行された事実を確認することができない状態となったため、平成25年度分については平成27年8月28日付けで、平成26年度分については同年5月28日付けで、それぞれ業務委託契約を解除するとともに、同年9月24日付けで補助金の交付決定を取り消し、支払済みの委託料23,011,137円及び返還利息1,013,082円並びに交付済みの補助金2,700,000円を返還し、併せて業務委託契約の解除に伴う違約金5,076,568円を支払うよう請求したものの、返還及び支払に応じないため、裁判所に対して訴訟を提起することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、県議会の議決を求めるもの

第 20 号 高知県が当事者である和解に関する議案

(企業立地課)

東京都江東区豊洲三丁目2番24号ルネサスエレクトロニクス株式会社が所有し、茨城県ひたちなか市堀口751番地ルネサスセミコンダクタマニュファクチャリング株式会社が運営する高知工場の集約が決定されたことに伴い、従業員の雇用の維持をはじめとする高知工場の円滑な集約、川谷刈谷第二工業団地の有効活用による本県経済の活性化等を目的として、高知工場の承継企業の確保の取組、川谷刈谷第二工業団地用地の県への無償譲渡、高知工場の従業員の雇用継続の取組、香南工業用水道の設置等に係る債権債務の確認等に関して、県、ルネサスエレクトロニクス株式会社及びルネサスセミコンダクタマニュファクチャリング株式会社の間において合意することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、県議会の議決を求めるもの

第 21 号 平成28年度当せん金付証票の発売総額に関する議案

(財政課)

平成28年度において、全国自治宝くじ及び西日本宝くじの共同発売に本県も参加するため、この発売総額について、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第4条第1項の規定により、県議会の議決を求めるもの

第 22 号 高知県立ふくし交流プラザの指定管理者の指定に関する議案

(地域福祉政策課)

高知県立ふくし交流プラザの指定管理者の指定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、県議会の議決を求めるもの

- (1) 施設の名称
高知県立ふくし交流プラザ
- (2) 指定管理者となる団体の主たる事務所の所在地及び名称
高知市朝倉戊375番地1
社会福祉法人高知県社会福祉協議会
- (3) 指定期間
平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

第 23 号 高知県立障害者スポーツセンターの指定管理者の指定に関する議案

(障害保健福祉課)

高知県立障害者スポーツセンターの指定管理者の指定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、県議会の議決を求めるもの

- (1) 施設の名称
高知県立障害者スポーツセンター
- (2) 指定管理者となる団体の主たる事務所の所在地及び名称
高知市朝倉戊375番地1
社会福祉法人高知県社会福祉協議会
- (3) 指定期間
平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

第 24 号 高知県立高知城歴史博物館の指定管理者の指定に関する議案

(文化推進課)

高知県立高知城歴史博物館の指定管理者の指定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、県議会の議決を求めるもの

- (1) 施設の名称
高知県立高知城歴史博物館
- (2) 指定管理者となる団体の主たる事務所の所在地及び名称
高知市鷹匠町二丁目4番26号
公益財団法人土佐山内記念財団
- (3) 指定期間
平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

第 25 号 高知県立牧野植物園の指定管理者の指定に関する議案

(環境共生課)

高知県立牧野植物園の指定管理者の指定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、県議会の議決を求めるもの

- (1) 施設の名称
高知県立牧野植物園
- (2) 指定管理者となる団体の主たる事務所の所在地及び名称
高知市五台山4200番地6
公益財団法人高知県牧野記念財団
- (3) 指定期間
平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

第 26 号 宇佐漁港プレジャーボート等保管施設の指定管理者の指定に関する議案

(漁港漁場課)

宇佐漁港プレジャーボート等保管施設の指定管理者の指定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、県議会の議決を求めるもの

- (1) 施設の名称
宇佐漁港プレジャーボート等保管施設
- (2) 指定管理者となる団体の主たる事務所の所在地及び名称
高知市本町一丁目6番21号
高知県漁業協同組合
- (3) 指定期間
平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

第 27 号 県有財産（建物等）の取得に関する議案

(装備施設課)

高知県高知警察署を設置するため、建物及びその敷地の土地を予定金額552,266,400円（建物98,096,400円及び土地454,170,000円）で、高知市北御座2番27号高知県信用農業協同組合連合会及び同所株式会社高知県農協電算センターから買い入れることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び高知県財産条例（昭和39年高知県条例第37号）第2条第1項の規定により、県議会の議決を求めるもの

- (1) 建物
 - ア 建物の所在
高知市北本町一丁目166番地1
 - イ 構造及び延べ床面積
鉄筋コンクリート造陸屋根3階建て 2,975.17平方メートル
- (2) 建物の敷地の土地
 - ア 土地の所在
高知市北本町一丁目1701番及び1702番
 - イ 面積
2,730.40平方メートル

第 28 号 永国寺キャンパス図書館及び体育館建築主体工事請負契約の締結に関する議案

(私学・大学支援課)

永国寺キャンパス図書館及び体育館建築主体工事を施行するための請負契約の締結について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び高知県契約条例（昭和39年高知県条例第2号）第2条の規定により、県議会の議決を求めるもの

- (1) 工事名
永国寺キャンパス図書館及び体育館建築主体工事
- (2) 契約の方法
一般競争入札
- (3) 契約金額
1,510,380,000円
- (4) 契約の相手方
高知市北本町四丁目3番25号
和・響特定建設工事共同企業体
- (5) 完成期限
平成29年1月29日

第 29 号 国道197号社会資本整備総合交付金（新野越トンネル）工事請負契約の締結に関する議案

（建設管理課）

国道197号社会資本整備総合交付金（新野越トンネル）工事を施行するための請負契約の締結について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び高知県契約条例（昭和39年高知県条例第2号）第2条の規定により、県議会の議決を求めるもの

- （1） 工事名
国道197号社会資本整備総合交付金（新野越トンネル）工事
- （2） 契約の方法
一般競争入札
- （3） 契約金額
1,764,720,000円
- （4） 契約の相手方
高知市萩町一丁目5番13号
轟・田邊・杉本特定建設工事共同企業体
- （5） 完成期限
平成29年11月3日

報第 1 号 平成27年度高知県病院事業会計補正予算の専決処分報告

（県立病院課）

損害賠償額の決定に伴う経費について急施を要したため専決処分をしたもの

報第 2 号 損害賠償の額の決定の専決処分報告

（県立病院課）

平成26年8月、高知県立幡多けんみん病院において、腰椎椎体骨折の患者に対し、脊椎固定手術を施行したが、脊椎固定のためのセメント注入を行う前の過程で、椎体内を搔爬する際の手技で神経を損傷したことにより、当該患者の右下肢に麻痺が発症し、再手術後においても、その症状が残った事故については、県において損害賠償を要し、かつ、早期にこれを行わなければならないと認められたので、慰謝料、逸失利益、家屋改造費等について適正額を算出し、その金額を損害賠償金として支払ったもの

改正行政不服審査法について

1 概要

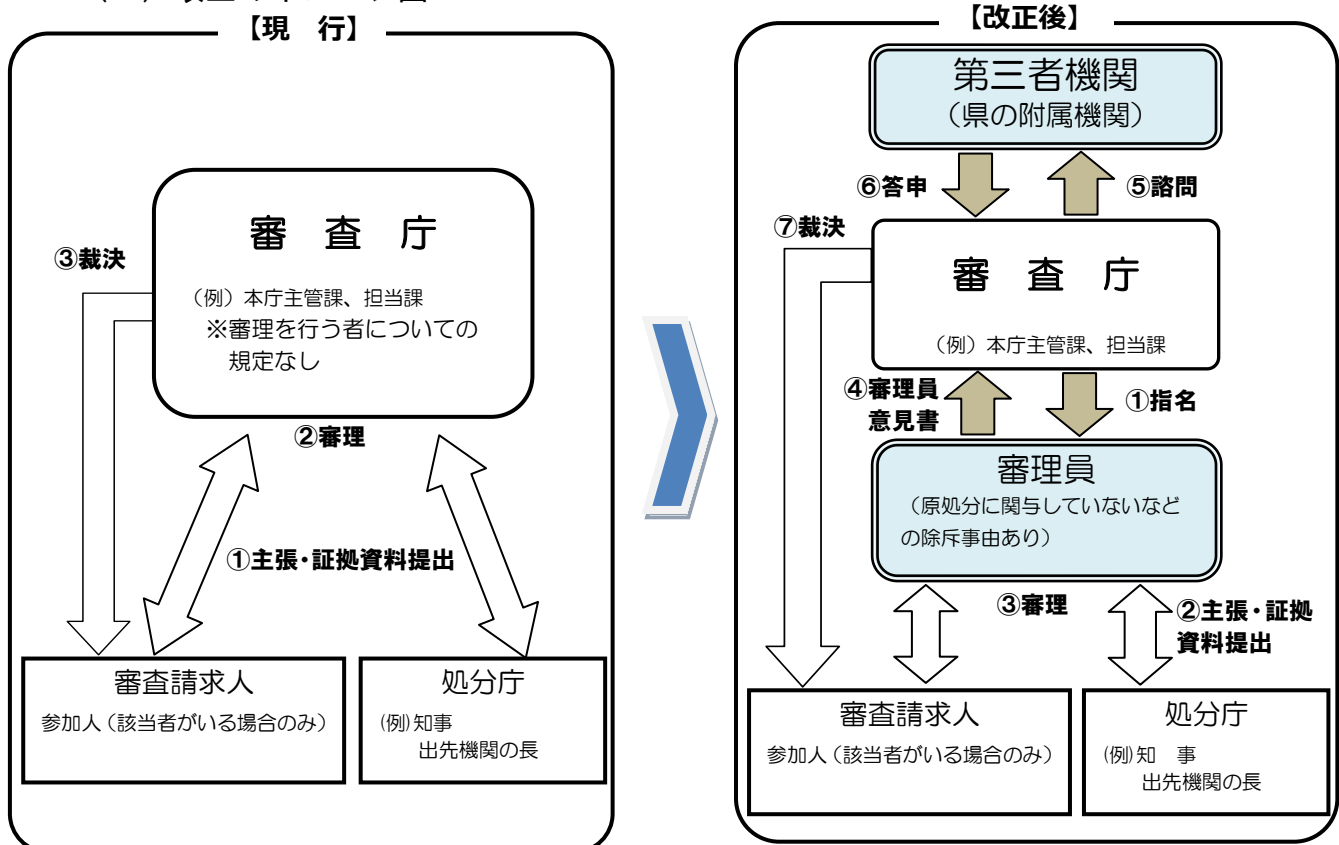
- 現行行政不服審査法は、昭和 37 年に制定・施行されて以降、50 年以上、本格的な改正なし。
- この間、国民意識の変化、行政手続法の制定（H 5）や行政事件訴訟法の改正（H16）等の関連法制度の整備
⇒ 公正性・利便性の向上等の観点から、時代に即して抜本的な見直し
- 平成 26 年 6 月 13 日 行政不服審査法関連 3 法案 公布
- 平成 28 年 4 月 1 日 施行

2 主な改正点

- **不服申立構造の見直し**（不服申立ての種類を原則として「審査請求」に一元化）
- **公正性の向上**
 - ・ 審理員制度の導入（原処分に関与していない等の要件を満たす「審理員」が審理手続を主宰）
 - ・ 行政不服審査会等への諮問手続の新設（審査庁の判断の妥当性を第三者機関がチェック）
 - ・ 審査請求人等の手続保障の拡充（口頭意見陳述における処分庁等への質問、提出書類等の謄写など）
- **使いやすさの向上**
 - ・ 審査請求期間を 3 か月に延長（現行：60 日）
 - ・ 迅速性の確保等（標準審理期間、争点等の整理手続、情報提供・公表の努力義務化など）
- **救済手段の充実・拡大**
 - ・ 裁決時（※）に併せて申請認容処分をとる措置を新設（※）申請拒否処分や不作為が違法・不当である場合

3 事務処理体制について

（1）改正のイメージ図



(注) 審査庁が合議制の機関である場合等は、審理員の指名や行政不服審査会等への諮問は不要（例：教育委員会、人事委員会）

○ 概要

- ・ 安定した良質な雇用の創出を図り、地方への新たな人の流れを生み出すことを目指し、地域再生法の改正が行われ、その中で地方税の不均一課税を行った場合に交付税による減収補填措置が設けられたこと等を考慮し、高知県が作成する地域再生計画に記載された地方活力向上地域内で、認定事業者が、一定の特定業務施設用設備の新設又は増設をした場合、新たに、事業税、不動産取得税について不均一課税を行う

○ 主な用語の意義

・ 地域再生計画

地方公共団体が作成する地域再生を図るための計画。基準に適合すれば、内閣総理大臣の認定を受けることができる
高知県では、9月16日付けで国に認定の申請を行っている

・ 地方活力向上地域

首都圏、名古屋市、京阪神地区の一部以外の地域で、当該地域の活力の向上を図ることが特に必要な地域（県内は全域が対象）
県の地域再生計画では、県内の全市町村のうち、それぞれ各市町村が選定した地域を記載
（「高知市丸ノ内」のように別表で地域ごとに記載）

・ 認定事業者

次の事業を実施する個人事業者、法人は、地域再生計画の認定後に、事業実施の計画（地方活力向上地域特定業務施設整備計画）を作成し、知事に計画の認定の申請ができるが、当該申請に対し認定を受けた事業者

- ☞ 東京23区から地方活力向上地域へ本社機能等に移転する事業（移転型事業）
- ☞ 移転型以外で地方活力向上地域へ本社機能等に移転する事業、域内の本社機能を拡充を行う事業（拡充型事業）

・ 特定業務施設

本店又は主たる事務所等、地域における就業の機会の創出又は経済基盤の強化に資する業務施設（工場を除く）
<「調査・企画部門」、「情報処理部門」、「研究開発部門」、「国際事業部門」、「その他管理業務部門」のいずれかを有する事務所、又は研究所、若しくは研修所>

→ 特定業務施設用設備は、この用に供する減価償却資産（土地、建物、機械装置等）

○ 不均一課税の対象（対象税目等も含め、交付税の減収補填範囲を対象とする）

以下の要件を満たした場合に不均一課税を受けることができる

- ・ 地域再生計画に記載のある地方活力向上地域内において地方活力向上地域特定業務施設整備計画（特定業務施設整備計画）に従って特定業務施設の新設又は増設をした認定事業者であること
- ・ 認定地域再生計画の公示日から平成30年3月31日までの間に特定業務施設整備計画の認定を受けたこと
- ・ 特定業務施設整備計画認定の日から2年間に、特定業務施設用設備を新設、増設し、事業の用に供したこと
- ・ 新增設した設備の取得価額の合計額が3,800万円以上（中小事業者等については、1,900万円以上）であること
- ・ 移転型事業を行ったこと（事業税の不均一課税を受ける場合）

○ 対象税目及び軽減後の税率

事業税（事業開始後3年間）

- ・ 初年（度） 本来の税率の2分の1（税率の2分の1を軽減）
- ・ 2年（度）目 本来の税率の4分の3（税率の4分の1を軽減）
- ・ 3年（度）目 本来の税率の8分の7（税率の8分の1を軽減）

不動産取得税

- ・ 本来の税率の10分の1（税率の10分の9を軽減）

○ 施行日

公布の日施行し、地域再生計画の認定の公示の日（11月27日）に遡及して適用

○ その他

- ・ 県の地域再生計画の目標（5年間）
雇用創出件数 20人
認定件数 10社（うち移転型5社）
- ・ 減収補填の対象となる地方公共団体
地域再生計画の公示日前3年間の財政力指数
移転型 … 0.78未満
拡充型 … 0.47未満

高知県の財政力指数

- | | | |
|-------------|---|------------------|
| ・ 24年度 0.23 | } | <u>3年平均 0.23</u> |
| ・ 25年度 0.23 | | |
| ・ 26年度 0.24 | | |

番号法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例について

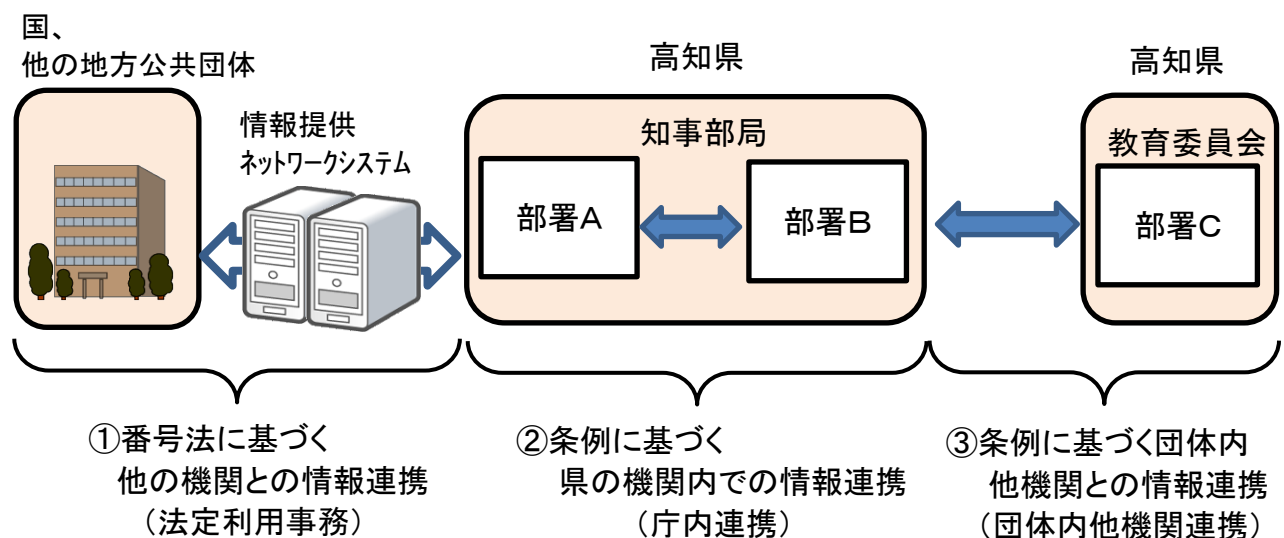
番号法の規定

- (1) 番号法においては、個人番号の利用範囲を以下のとおり規定(法第9条)
- ▶ 番号法別表第一に掲げる主体が、同表に掲げる事務において利用する場合(法定利用事務)
＜例＞ 生活保護法による保護の実施に関する事務(法別表第1の項番15)
 - ▶ **地方公共団体が、条例で定める事務において利用する場合**
法定利用事務に類する事務及び同一機関内で保有する情報の利用を行う事務について条例で規定する必要がある
 - ▶ 個人番号関係事務実施者が、個人番号関係事務において利用する場合
- (2) **条例に定める場合を除き、同一地方公共団体内の他機関への特定個人情報の提供を制限**(法第19条第9号)

条例の概要

- (1) **同一機関内での特定個人情報の利用(庁内連携)** ……【条例第4条第2項】
- ＜要件＞ 庁内連携の対象は法定利用事務に限定
 - ＜例＞ 生活保護法による保護の実施に関する事務のために、児童扶養手当に関する情報を照会・提供
- (2) **同一団体内の他機関への特定個人情報の提供(団体内他機関連携)** ……【条例第5条第1項、別表】
- ＜要件＞ 現在のところ知事部局と教育委員会での連携のみ
 - ＜例＞ 生活保護法による保護の実施に関する事務のために、特別支援学校への就学支援に関する情報を照会・提供

情報連携のイメージ



高知県看護師等養成奨学金貸付け条例の一部改正について

【事業目的・主な内容】

- ・看護師又は准看護師を確保しようとする県内の地域において将来看護師等の業務に従事しようとする者に対し、奨学金を貸し付けることにより、その修学を容易にし、もって県として必要な看護師等の確保及び充実を図る。
- ・看護師等養成奨学金の貸与 貸付額：3万円～5万4千円
- ・卒業後直ちに指定医療機関において看護師等の業務に継続して従事した期間が貸付期間の1.5倍に達したとき、償還を全額免除する。

8割が中央保健医療圏に集中し、地域偏在が認められる

改正内容

* 指定医療機関の対象地域の見直し

- ・現在の指定医療機関の対象地域は引き続き対象とする
- ・看護師等の確保が困難と認められる地域を新たに対象とする（ただし、高知市に隣接する自治体は除く）

⇒高知市・南国市・土佐市・いの町(旧伊野町)のみ対象外

* 指定医療機関に訪問看護ステーションを追加（県内全域）

* スキルアップのための特例措置新設

- ・スキルアップのために「特例措置の対象となる医療機関」に就職した場合は償還猶予とする（2年以内）
- ・指定医療機関に再就職し、貸付期間の1.5倍の期間就業した場合は償還免除とする

* 利子

- ・県内医療機関：利子0%
- ・県外医療機関：利子3%

指定医療機関（色付き：従来の地域、斜線：追加の地域）

中央保健医療圏

看護師・准看護師数：8,990人（80.0%）
・100床当たり：57.04人
・人口千人当たり：16.6人

高幡保健医療圏

看護師・准看護師数：548人（4.9%）
・100床当たり：52.54人
・人口千人当たり：9.6人

安芸保健医療圏

看護師・准看護師数：591人（5.3%）
・100床当たり：59.58人
・人口千人当たり：11.9人

幡多保健医療圏

看護師・准看護師数：1,109人（9.9%）
・100床当たり：53.24人
・人口千人当たり：12.5人

病院・診療所に就業している
看護師・准看護師数
合計：11,238人

・100床当たり：56.53人
・人口千人当たり：15.3人

期待される効果

- 看護職員の地域偏在の解消
- 奨学金貸与者の県内就職率の向上（県外転出防止）
- スキルアップのために指定医療機関に就職しなかった者の中山間地域への再就職の増
- 訪問看護師の確保による在宅医療の推進

高知県助産師緊急確保対策奨学金貸付け条例の一部改正について

1 事業目的・内容

- ・県立総合看護専門学校閉校(H21年3月末 助産学科定員:15名)に伴い、
県内の助産師養成数を一定確保、就業者数が安定するまでの緊急対策としてH20年度から実施
- ・助産師緊急確保対策奨学金の貸与←条例はH28.3.31限りで見直しが必要
貸付額:県外学生15万円、県内学生10万円

2 現状・成果

○県内就業者数

103名(H16)→169名(H22)→175名(H24)→**162名(H26)**

○高知県内の助産師の養成状況

- ・県立大学助産師課程の選考枠 8名
- ・高知大学大学院 5名程度
- 計13名程度

※年間県内就業者見込み

13人×62%=8人

○平成20～27年度の奨学金貸与学生の状況(H27.9末現在)

- ・貸与者総計61名
- ・卒業生41名全員が県内医療機関に就業

県内2大学(H23.3月～)
卒業生:40名
県内就業者:25名(62%)
(内奨学金貸与者:19名)

県内2大学:19名
県外大学:22名
※県外年平均3人

3 助産師確保の必要性

- ・産婦人科医の不足
 - ・周産期医療提供施設の減少
 - ・助産師の就業場所の地域偏在
- 助産師に求められる役割や期待が大きくなっている
県内の周産期医療確保の観点から、
助産師の養成、確保への支援は引き続き必要
郡部でも分娩ができる医療提供体制の維持

H27.9議会部長答弁「今年度末で条例の期限が失効する『助産師緊急確保対策奨学金』は期限を延長するとともに、郡部の医療機関での就業の動機付けとなるよう、内容の見直しも検討していきたい。」

奨学金は県内定着に高い効果

第7次看護職員需給計画
(H26の国第8次調査延期)
162人(H26)
⇒184人(H27)

あと
22人

世代交代分
25人

継続的な養成が必要

助産師の年齢構成
(H26.12月末)

20代	33名
30代	51名
40代	38名
50～54歳	15名
55歳以上	25名

※H28.3月県内就業見込 14人
(奨学金貸与者)

—今後の方向性—

- ・県内で就業する新卒助産師確保のため、奨学金制度を継続
- ・指定医療機関はすべての分娩取扱施設
- ・貸付額は現状と同額
- ・特に確保が困難な郡部医療機関への就業促進のため、償還免除となるための就業期間に差を設ける
中央保健医療圏内:貸付期間の4倍(今までどおり)
中央保健医療圏以外:貸付期間の3倍(誘導策として設定)
- ・条例の期間は、当面3年間
年間県内就業見込11人とすると、3年間は必要
(第8次看護職員需給計画策定後に再検討)

加えて、助産師の新人研修にも引き続き取り組んでいく

平成27年度の高知県医師養成奨学貸付金制度改正の概要

《現状》

※医師不足地域：高知市、南国市、土佐市、旧伊野町以外の地域

【小児科・産婦人科以外の医師として勤務する場合】

指定医療機関

医師不足地域

公的医療機関

嶺北中央病院
高北病院
椿原病院
大月病院 外

あき総合病院
幡多けんみん病院
四万十市民病院

くぼかわ病院
須崎くろしお病院
竹本病院

100床以上かつ一般病床60%以上

猶予の上限：なし 免除算定の上限：なし

指定支援医療機関

免除算定＝勤務期間×1/2

高知大学医学部附属病院

猶予の上限：6年 免除算定の上限：2年

※産婦人科・小児科の医師として勤務する場合は「特定科目医療機関」で猶予・免除算定を行う。

【小児科の医師として勤務する場合】

指定医療機関

医師不足地域

公的医療機関

100床以上かつ一般病床60%以上
(左記のとおり)

猶予の上限：なし
免除算定の上限：なし

特定科目医療機関

医師不足地域以外

小児科病院群輪番制病院

高知大学医学部附属病院、高知医療センター、高知赤十字病院、国立病院機構高知病院、JA高知病院

猶予の上限：6年 免除算定の上限：3年

【産婦人科の医師として勤務する場合】

指定医療機関

医師不足地域

公的医療機関

100床以上かつ一般病床60%以上
(左記のとおり)

分娩を取り扱う医療機関
たにむら産婦人科、外3診療所

猶予の上限：なし
免除算定の上限：なし

特定科目医療機関

医師不足地域以外

分娩を取り扱う医療機関

高知大学医学部附属病院、高知医療センター、高知赤十字病院、国立病院機構高知病院、JA高知病院、外6診療所

猶予の上限：6年 免除算定の上限：3年

制度改正

《改正後》

※医師不足地域：高知市、南国市以外の地域

【産婦人科以外の医師として勤務する場合】

猶予の上限：15年

指定医療機関

医師不足地域

公的医療機関

100床以上かつ一般病床60%以上

(上記のとおり)



日本専門医機構認定プログラム参加医療機関
(各学会認定プログラム参加医療機関)

田野病院、野市中央病院、渭南病院 外

免除算定の上限：なし

指定支援医療機関

高知大学医学部附属病院

※奨励貸付金のために必要な定義であり、償還猶予・免除算定は「特別指定医療機関」または「特定科目医療機関」で行う。

特別指定医療機関

医師不足地域以外

日本専門医機構認定プログラム参加医療機関
(各学会認定プログラム参加医療機関)

高知大学医学部附属病院、高知医療センター、高知赤十字病院、国立病院機構高知病院、近森病院、細木病院 外

免除算定の上限：3.5年

【産婦人科の医師として勤務する場合】

猶予の上限：15年

指定医療機関

医師不足地域

公的医療機関

100床以上かつ一般病床60%以上

日本専門医機構認定プログラム参加医療機関
(各学会認定プログラム参加医療機関)

あき総合病院、幡多けんみん病院

分娩を取り扱う医療機関

たにむら産婦人科、外3診療所

免除算定の上限：なし

特定科目医療機関

医師不足地域以外

分娩を取り扱う医療機関

高知大学医学部附属病院、高知医療センター、高知赤十字病院、国立病院機構高知病院、JA高知病院、外6診療所

免除算定の上限：なし

特別指定医療機関

要件を満たす医療機関は、すべて左記の「特定科目医療機関」と重複することが見込まれる。

客にダンスをさせる「クラブ」の営業を規制緩和する内容などを盛り込んだ「改正風営適正化法」が本年6月24日に公布されたことに伴い、「県条例」を改正する必要が生じた。

1 風俗営業の営業延長許容地域における営業時間の見直し(改正)

風俗営業は原則として午前0時以降営業禁止であるが、「風営適正化法」では、例外として「特別な日」と「特別な地域」(以下「営業延長許容地域」という。)においては、午前1時前までの時間延長を認めている。「改正風営適正化法」では、上記地域等における延長できる時間を午前0時から午前6時までの間において「条例」により定めることとなった。

特別な日

12月21日～翌年1月1日の間は県内全域
よさこい祭のある8月10日～12日の間は、高知市

特別な地域(営業延長許容地域)

高知市のうち
本町一丁目(1番街区及び2番街区に限る。)
帯屋町一丁目(11番街区を除く。)
追手筋一丁目(11番街区を除く。)
廿代町(9番街区から16番街区まで及び18番街区を除く。)
はりまや町一丁目(1番街区から3番街区までに限る。)
はりまや町二丁目(1番街区及び2番街区に限る。)
はりまや町三丁目(1番街区及び2番街区に限る。)



法・県条例

「特別な日」「特別な地域」→ 午前1時前まで

県条例案

「特別な日」「特別な地域」→ 午前1時まで

4 条例へ委任する特定遊興飲食店営業者の遵守事項の規定(新設)

「改正風営適正化法」では特定遊興飲食店営業者の行為について、法で定める遵守事項のほか、「条例」において、善良の風俗若しくは清浄な風俗環境を害し、又は少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため、必要な制限を定めることとなった。

特定遊興飲食店営業者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 営業所において卑わいな行為その他善良の風俗を害する行為をし、又はさせること。
- (2) 営業所において店舗型性風俗特殊営業、受付所営業(法第31条の2第4項に規定する受付所営業をいう。以下同じ。)又は店舗型電話異性紹介営業を営み、又は営ませること。
- (3) 賭博類似行為その他著しく射幸心をそそるおそれのある行為をし、又はさせること。
- (4) 著しく射幸心をそそるおそれのある方法で営業を営むこと。
- (5) 客の求めない飲食物を提供すること。
- (6) 営業中において、営業所の客室に施錠をし、又はさせること。
- (7) 午後6時後午後10時前の時間において保護者の同伴を求めないで18歳未満の者を営業所に客として立ち入らせること。

5 「風俗環境保全協議会」を設置する地域の指定(新設)

「改正風営適正化法」では、公安委員会は、風俗営業、特定遊興飲食店営業又は酒類提供飲食店営業の営業所が集中している地域その他の特に良好な風俗環境の保全を図る必要があるものとして「条例」で定める地域ごとに、当該地域を管轄する警察署長、風俗営業若しくは特定遊興飲食店営業の営業所の管理者、酒類提供飲食店営業業者、少年指導委員、地域住民その他の関係者により構成される「風俗環境保全協議会」を置くように努めることとなった。

6 ゲームセンターへの年少者の立ち入り規制の緩和(改正)

「風営適正化法」では、ゲームセンター(「風営適正化法」で規定するものに限る。)に18歳未満の者を午後10時から翌日の日出時(「改正風営適正化法」では「午前6時」と改正)までの間に客として立ち入らせることを禁止している。

更に、「県条例」では16歳未満の者を午後6時以降客として立ち入らせることを禁止しており、これら「風営適正化法」及び「県条例」の規定は、保護者が同伴する場合も同じである。

「改正風営適正化法」では、18歳未満の者について、午前6時後午後10時前の時間において、「条例」で保護者同伴等の条件を定めることにより、営業所に客として立ち入らせることができる等緩和された。

法・旧県条例

16歳未満の者を午後6時から立ち入らせてはならない。

	日出	18	20	22	24
18歳以上					
16歳以上18歳未満					
16歳未満					

16歳未満は、保護者同伴でも、午後6時から立ち入ることはできない。

法・県条例案

16歳未満の者を午後6時後に立ち入らせるときは、保護者の同伴を求めなければならない。

	6	18	20	22	24
18歳以上					
16歳以上18歳未満					
16歳未満					
保護者同伴					

午後6時後午後10時前の時間において、16歳未満の者を営業所に客として立ち入らせるときは、保護者の同伴を求めなければならない

2 特定遊興飲食店営業の営業所設置許容地域の指定及び営業時間の制限(新設)

「改正風営適正化法」では、「特定遊興飲食店営業」の営業所は、良好な風俗環境の保全に障害を及ぼすこととならないように配慮し、設置が許容される地域(以下「営業所設置許容地域」という。)を「政令」の基準に従い、「条例」により指定することとなった。

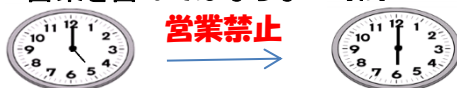
「改正風営適正化法」では、「特定遊興飲食店営業」については原則24時間営業が可能であるが、善良の風俗若しくは清浄な風俗環境を害する行為又は少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため必要があるときは、「政令」で定める基準に従い、「条例」において、地域を定めて営業時間を制限することとなった。

(1) 営業所設置許容地域の指定

風俗営業における特別な地域(営業延長許容地域)

営業所設置許容地域として準用

(2) 営業を営んではならない時間



午前5時から午前6時までの間

3 深夜における特定遊興飲食店営業の騒音及び振動の規制(新設)

「政令」の基準に従い、騒音・振動の数値を「条例」により定めることとなった。

風俗営業の騒音・振動

(1) 騒音の規制(県条例第6条第1項)

地域	数値		
	昼間	夜間	深夜
第一種地域(住宅集地域)	50デシベル	45デシベル	40デシベル
第二種地域(商業地域等)	65デシベル	55デシベル	50デシベル
第三種地域及び第四種地域(それ以外)	60デシベル	50デシベル	45デシベル

(2) 振動の規制(県条例第6条第2項)

法第15条に規定する条例で定める振動に係る数値は、55デシベルとする

準用

日常生活での一般的な騒音レベル	
40デシベル	静かな住宅街、深夜の市内、図書館
50デシベル	エアコンの室外機、静かな事務所
60デシベル	普通の会話、チャイム、時速40キロで走る自動車の内部
日常生活での一般的な振動レベル	
55デシベル以下	人体に感じないで地震計に記録される程度
55～65デシベル	静止している人や特別に地震に注意深い人だけが感じる程度の地震

平成27年度 12月補正予算（案）の概要

飛躍への挑戦！
高知県産業振興計画

Tosa
Marugoto
Business
Academy



産業人材の育成と観光振興の切れ目のない展開

県民の生涯スポーツとスポーツツーリズムの推進

津波から命を守るための対策

平成27年度 12月補正予算（案）の概要

総額5,361百万円
(債務負担行為6,161百万円)

1. 経済の活性化

36百万円
(債務負担行為422百万円)

■ 産業人材の育成と観光振興の切れ目のない展開

- ◆ 地域での学びの場を拡充するなど、**土佐まるごとビジネスアカデミー（土佐MBA）をバージョンアップ**
- ◆ 大政奉還150年を見据えた**平成29年度以降の総合的な観光戦略を策定**
- ◆ 平成28年度の観光戦略として、**観光キャンペーン「リョーマの休日」をリニューアル**
- ◆ 県外観光客の周遊促進に向けて、龍馬パスポートにも連動した**スマートフォン用観光サポートアプリケーションを作製**
- ◆ 大型クルーズ船の寄港拡大にあわせて、**高知新港や中心市街地における外国人観光客の受入れ態勢を充実**

2. 南海トラフ地震対策の抜本強化・加速化

(債務負担行為297百万円)

■ 津波から命を守るための対策

- ◆ 「幼保連携型認定こども園なはり」の**高台移転を支援**

3. 教育の充実と子育て支援

35百万円
(債務負担行為432百万円)

■ 県民の生涯スポーツとスポーツツーリズムの推進

- ◆ 高知市東部総合運動場の**多目的ドームの整備を支援**

4. その他

5,290百万円
(債務負担行為5,010百万円)

- ◆ 地方消費税の増収見込みに伴い、地方消費税清算金及び市町村交付金等を増額
- ◆ 県有施設の指定管理に要する管理運営委託料に係る債務負担行為（高知城歴史博物館ほか3施設）を設定
- ◆ 公共工事の端境期対策として、次年度の県単独道路事業の一部に債務負担行為を設定して前倒し発注
- ◆ 平成26年災害及び本年の豪雨災害等による災害復旧工事を実施

12月補正予算（案）の全体像

歳入

(単位 千円、%)

区分	平成27年度			前年度12月補正後 (D)	前年度12月比増減 (C-D)/(D)
	現計予算(A)	補正額(B)	計(A+B=C)		
(1) 一般財源	311,785,388	4,485,326	316,270,714	303,700,303	4.1
県税	60,735,424		60,735,424	53,414,093	13.7
地方消費税清算金	26,188,582	4,352,497	30,541,079	18,149,764	68.3
地方譲与税	14,025,000		14,025,000	14,391,000	△ 2.5
地方交付税等(ア+イ)	197,668,000		197,668,000	202,569,000	△ 2.4
(うち地方交付税) ア	(172,179,000)		(172,179,000)	(172,856,000)	(△ 0.4)
(うち臨時財政対策債) イ	(25,489,000)		(25,489,000)	(29,713,000)	(△ 14.2)
財調基金取崩	2,791,153	132,829	2,923,982	4,379,180	△ 33.2
その他	10,377,229		10,377,229	10,797,266	△ 3.9
(2) 特定財源	153,597,993	876,438	154,474,431	179,286,920	△ 13.8
国庫支出金	68,334,508	721,438	69,055,946	74,953,384	△ 7.9
県債	49,020,000	154,000	49,174,000	47,168,000	4.3
(うち退職手当債) オ	(3,000,000)		(3,000,000)	(4,000,000)	△ 25.0
減債基金(ルール外分) カ	7,714,609		7,714,609	4,366,581	76.7
その他	28,528,876	1,000	28,529,876	52,798,955	△ 46.0
総計 (1)+(2)	465,383,381	5,361,764	470,745,145	482,987,223	△ 2.5

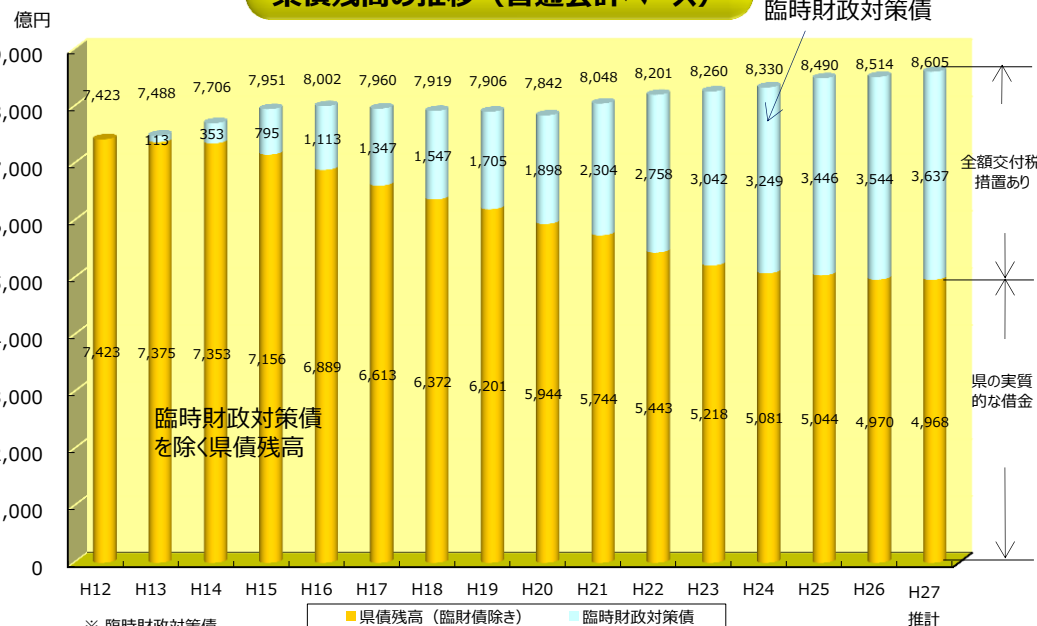
県債計 (イ+エ:再掲)	74,509,000	154,000	74,663,000	76,881,000	△ 2.9
財源不足額 (ウ+オ+カ:再掲)	13,505,762	132,829	13,638,591	12,745,761	7.0

歳出

(単位 千円、%)

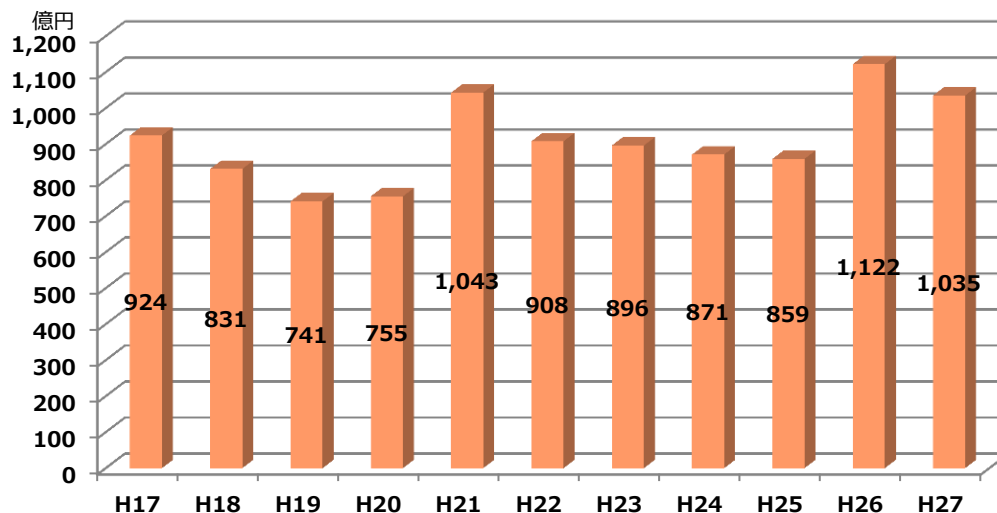
区分	平成27年度			前年度12月補正後 (D)	前年度12月比増減 (C-D)/(D)
	現計予算(A)	補正額(B)	計(A+B=C)		
(1) 経常的経費	355,195,957	4,669,013	359,864,970	356,621,946	0.9
人件費	120,050,145		120,050,145	118,757,775	1.1
(うち退職手当を除く)	(106,301,147)		(106,301,147)	(107,053,566)	(△ 0.7)
扶助費	12,020,924	191,984	12,212,908	11,087,096	10.2
公債費	69,497,560		69,497,560	75,643,383	△ 8.1
その他	153,627,328	4,477,029	158,104,357	151,133,692	4.6
(2) 投資的経費	110,187,424	692,751	110,880,175	126,365,277	△ 12.3
普通建設事業費	103,626,932	△ 161,442	103,465,490	112,152,590	△ 7.7
補助事業費	73,414,908		73,414,908	70,004,390	4.9
単独事業費	30,212,024	△ 161,442	30,050,582	42,148,200	△ 28.7
災害復旧事業費	6,560,492	854,193	7,414,685	14,212,687	△ 47.8
総計 (1)+(2)	465,383,381	5,361,764	470,745,145	482,987,223	△ 2.5

県債残高の推移 (普通会計ベース)



※ 臨時財政対策債
本来地方交付税で措置されるべき額について、国の財政事情が厳しいことから、臨時的に地方債として配分されているもの。
後年度、元利償還金の全額が地方交付税措置される。

普通建設事業費 12月補正後予算の推移



－ 主要な事業の概要 －

経済の活性化

- ・平成28年度 土佐まるごとビジネスアカデミー（土佐MBA）のバージョンアップ P 4
- ・平成28年度以降の観光プロモーションの展開に向けた取り組み P 5

教育の充実と子育て支援

- ・高知市東部総合運動場多目的ドーム整備事業に対する支援 P 6

その他

- ・高知城歴史博物館を核とした地域振興・観光振興 P 7

平成28年度 土佐まるごとビジネスアカデミー（土佐MBA）のバージョンアップ

飛躍への挑戦！
高知県産業振興計画

土佐MBAについて

【目的】

本県の産業を継続的に底上げするため、地域や企業を支える人材の育成を支援する。

【内容】

体系化されたカリキュラムのもと、受講者のニーズやレベルに応じた人材育成講座を実施（H24～）
H27カリキュラム：入門編、基礎編、応用編、実践編（商人塾を含む）等
全36科目316コマ

【実績】

延べ受講者数（年度）

H24：1,672人、H25：1,648人、

H26：1,921人、H27（見込）：1,750人



基礎編「事例に学ぶ実践的経営戦略」の講義風景

【課題】

受講者の約7割が
県央部に集中

ココはイノベーションを生み出す
プラットフォーム

kocopla
Kochi Regional Collaboration Center

《文化推進課》

12月補正予算 1,135千円【債務負担】 68,322千円

バージョンアップの内容

★地域における学びの機会の拡充、地域産業人材の育成

- ①「サテプラ（サテライトプラットフォーム）」を新たに実施、
- ②「目指せ！ 弥太郎 商人塾」地域セミナーの開催により学びの場を地域に拡大

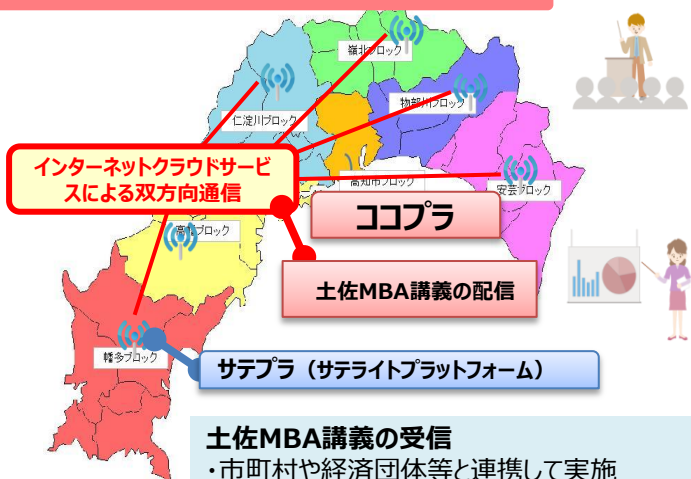
★より実践的な上級講座の強化

- ③「エグゼクティブコース」の新設（H28当初予算要求）により次期経営幹部層の育成を強化

★コンテンツ分野における人材の育成

- ④「アプリケーション開発者育成講座」の新設（H28当初予算要求）により実践的開発スキルを身に付けた人材の育成を強化

①「サテプラ（サテライトプラットフォーム）」を新たに実施



②「目指せ！ 弥太郎 商人塾」地域セミナーの開催

「目指せ！ 弥太郎 商人塾」の本講座に加えて、講師が地域に出向く地域セミナーを開催することにより、地域産業人材の発掘と育成を強化

5～6月

地域セミナー

- ・講義日程：18:00～21:00（3時間×2日間、一次産業からも参加しやすいよう夜間に開催）
- ・受講料：無料
- ・内容：マーケティング、SWOT分析の入門等

ステップアップを促進

7月～翌年3月

本講座

- ・講義日程：2.5日×6回＋中間報告会＋成果報告会
- ・受講料：10,000円
- ・内容：
 - ☆農商工連携ビジネスクラス→ビジネスプランの磨き上げ
 - ☆新商品開発クラス→商品の磨き上げ

③「エグゼクティブコース」の新設（H28当初予算要求）

県内中堅企業の次期経営層を主な対象として、ビジネススクール（経営大学院）によるエグゼクティブ層育成コース（全6回程度）を開催

④「アプリケーション開発者育成講座」の新設（H28当初予算要求）

県内外のアプリ開発企業と連携し、高等教育機関の学生を対象としたアプリ開発講座を開講（12～2月）することにより、実践的開発スキルを身に付けた学生を育成するとともに、事業化及び起業を促進

平成28年度以降の観光プロモーションの展開に向けた取り組み

《観光政策課》
12月補正予算 34,002千円
【債務負担】 6,988千円

目的

明治維新150年に当たる平成30年を大きなチャンスと捉え、歴史を中心としたキャンペーンや博覧会を開催するとともに、博覧会の開催を通じて、地域地域における受入態勢や受入基盤、情報発信等の強化を行い、本県観光のさらなる振興を図る。

明治維新150年に向けた取り組み

年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
トピック	薩長同盟150年	大政奉還150年	明治維新150年
取組	リョーマの休日キャンペーン ~H29.2	●H29.3 高知城歴史博物館オープン(予定) 博覧会第一幕 H29.3~H29.12予定	●H30.1 坂本龍馬記念館リニューアルオープン(予定) 博覧会第二幕 H30.1~H30.12予定
内容	○博覧会の開催を踏まえ、「歴史」や「食」を前面に打ち出した観光キャンペーン「リョーマの休日」によるプロモーションを展開する。	○高知城歴史博物館や、坂本龍馬記念館のオープンに合わせた博覧会の開催。 ○博覧会の開催を通じて、県内各地域の歴史観光のリアル化を進めるとともに、官民が連携して周辺の観光資源と一体となった魅力的な観光地づくりに、今後本格化されていく国際観光の視点を踏まえながら取り組む。	

【歴史観光クラスターの整備】

博覧会準備経費

博覧会の実施計画等の策定業務委託

博覧会の開催に向けた実施計画等を策定

- 大政奉還150年、明治維新150年を機に本県の歴史に注目が集まる大きなチャンスと捉え、博覧会を開催し、第2期産業振興計画の目標の県外観光客入込数435万人の早期実現を目指す。
- 博覧会の開催に向けて、実施計画等の策定に係る助言や提案等の専門的な業務を民間事業者に委託する。

債務負担 6,988千円

- 基本計画及び実施計画の策定
 - ・歴史資源のリアル化計画
 - ・歴史観光クラスターのモデルプラン
 - ・全国へのプロモーション計画
 - ・周遊促進策、リピーターの拡大策

博覧会を通じて、歴史資源のリアル化、観光客の周遊促進、知名度の大幅な向上、広域観光組織の機能強化、受入態勢の高度化などに取り組む。

「リョーマの休日」PRツールに要する経費

高知の歴史・食をイメージさせるものへとリニューアル

- 観光キャンペーン「リョーマの休日」を一部リニューアルして継続し、博覧会にスムーズにつながるよう、歴史と食を前面に打ち出した観光プロモーションを展開するため、のぼり旗等のPRツールやパンフレット類のリニューアルを行う。

12,843千円

- PRツール等のリニューアル
 - ・リョーマの休日ポスター・のぼり旗 等
- パンフレット類のリニューアル
 - ・県外で配布するパンフレット制作



展開イメージ

観光プロモーション準備経費等

龍馬パスポートの取り組みの継続に要する経費

好評の龍馬パスポートを4年間延長

- 「龍馬パスポートⅡ」に更なる魅力を加え、高知県へのリピーターの拡大や周遊促進を図る。

16,839千円

- 「龍馬パスポートⅢ」及び申請書のデザイン・制作、配架準備
- 現ユーザーへの告知



観光サポートアプリの作製に要する経費

観光プラットフォームとなるスマホ用アプリを作製

- 観光客がスマートフォンから容易に高知県の観光情報が取得できる、観光サポートアプリケーションを作製し、観光情報の発信と周遊促進を図る。

4,320千円

- 観光サポートアプリケーションの作製
 - ・検索機能付きマップサービス
 - ・観光地情報(約2,000)の提供
 - ・オススメ周遊コースの提供
 - ・プッシュ通知による観光情報の配信



- ◆拡張可能な機能
 - ・仮想現実機能 (AR)の付与
 - ・多言語化 など

高知市東部総合運動場多目的ドーム整備事業に対する支援

《スポーツ健康教育課》
12月補正予算 【債務負担】 318,250千円

目的

生涯スポーツの普及・推進とスポーツツーリズムの推進を目的として、高知市が整備する**高知市東部総合運動場多目的ドーム**の工事に係る経費を支援する。

施設の特徴

- 本施設（多目的ドーム）を含む**高知市東部総合運動場**は、各種競技の大会、運動部活動、スポーツ団体のイベントなどで活用されているとともに、**プロ野球キャンプで利用される**など、**スポーツツーリズムの推進にも寄与する**公益性が高い総合施設である。
- 類似の既存施設（よさこいドーム）は、約4割が高知市民に限らない団体の利用となっており、本施設も整備後は広域的な利用が見込まれ、**県全体に波及効果が期待**できる。
- 昨年度県が策定した「**スポーツ推進プロジェクト実施計画**」において、地域及び複数競技の「**拠点施設**」として**位置付け**られている。

関連計画

- スポーツ推進プロジェクト実施計画
【重点項目】 (H27.3月策定)
- ①子どもの運動・スポーツ活動の充実
 - ②競技力の向上
 - ③地域における運動・スポーツ活動の活性化
 - ④障害者スポーツの充実
 - ⑤**スポーツ施設・設備の整備**

現状・課題

1. 生涯スポーツ

■屋内スポーツ施設の不足

- * 高知市及び高知市周辺の主な体育館・屋内競技施設の**土日・平日19時以降の稼働率はほぼ100%**であり、練習場所や大会会場の確保が課題となっている。
- * 人工芝の多目的ドームは、複数競技での利用や大会・練習・イベントなど、多様なスポーツ活動に利用が可能であるが、高知市周辺では「よさこいドーム」があるのみ。

2. スポーツツーリズム

■プロ野球のキャンプを誘致するためには、球場と雨天練習場がセットで必要

- * 県内で雨天練習場を併設する球場：①高知球場 ②安芸市宮球場 ③県立春野球場
- * 東部球場には雨天練習場がなく、プロ野球のキャンプ時には高知球場に併設されたよさこいドームを利用しており、高知球場、東部球場同時に別々のプロ野球球団のキャンプを受け入れることができない。

整備後の期待される効果

【施設不足の緩和】

- ◆ 土日・平日19時以降を中心に、現在抽選に漏れて利用できていない方の利用機会が増える。



【生涯スポーツの振興】

- ◆ 幅広い世代の方々が天候に左右されず気軽に多様なスポーツに親しむことができる機会が増える。

【競技力の向上】

- ◆ 競技人口が増えている野球やサッカー、フットサルの活動がさらに増え、競技の普及と競技力の向上につながる。



【障害者スポーツの推進】

- ◆ 障害者スポーツの理解促進と、障害のある方のスポーツ参加機会の増加につながる。

【スポーツツーリズムの推進】

- ◆ 高知球場と東部球場で別々のキャンプを受け入れることが可能となるので、新たに国内外のプロ野球キャンプ誘致の可能性が広がる。
- 〔新たに国内外のプロ野球キャンプを誘致した場合に想定される経済波及効果〕
- ①新たにプロ野球のキャンプを誘致した場合の効果 103,968千円
 - ②新たにプロ野球キャンプを誘致した場合の県外観戦客等による効果 132,486千円

事業内容

- ◆ **補助先**
高知市 補助率：1/2
補助対象：ドーム整備に係る総事業費から交付税措置が見込める額を控除した市負担額

- ◆ **施設概要**
人工芝の室内運動場
- ◆ **施設構造等**
構造：RC造(平屋建),膜屋根,人工芝
延べ床面積：約4,400㎡
競技可能面積：3,600㎡(60m×60m)
高さ：競技エリアの中央部で約18m

- ◆ **工事費(概算)**
①建築主体工事：1,710百万円
②電気設備工事：144百万円
③機械設備工事：46百万円
合計：1,900百万円

高知市の整備スケジュール

- ◆ 平成28年度から工事中、平成29年6月に完成予定。

内容	平成27年度	平成28年度	平成29年度
設計	→ (H26.9月～H27.12月)		
工事	入札(2月) 契約(3月)	→ 本体工事14ヵ月 (H28.4月～H29.5月)	→ 各検査 備品搬入等 (H29.6月)



基本構想の実現

5つの使命を実現するための7つの機能

文化的基盤の構築

- | | | | |
|---|---------|------|---|
| 1 | 資料の保存継承 | 保存する | 1 |
| 2 | 学術研究の拠点 | 研究する | 2 |

歴史・文化にふれる機会の提供

- | | | | |
|---|----------------|------|---|
| 3 | 展示公開による研究成果の発信 | 公開する | 3 |
| 4 | 生涯学習や学校教育の活性化 | 学ぶ | 4 |

文化をととした交流の支援

- | | | | |
|---|----------|---------|---|
| 5 | 地域振興 | 集まる | 5 |
| | 観光振興への寄与 | つなぐ・むすぶ | 6 |
| | | 行き交う | 7 |

高知城歴史博物館の建築概要

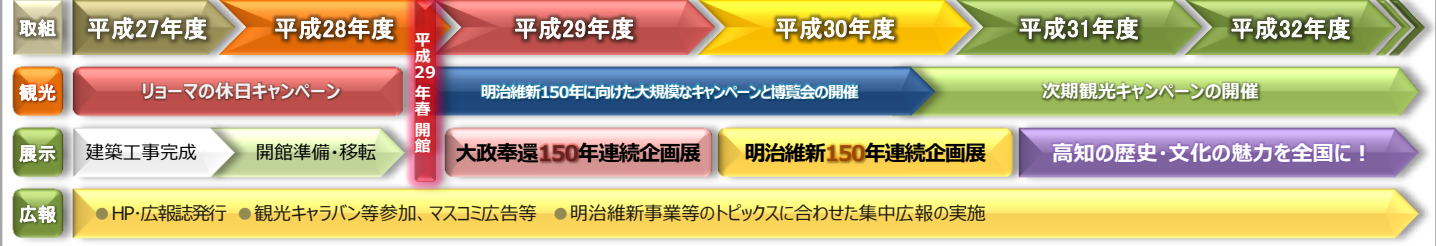
基本構想を実現する高度な博物館機能と、南海トラフ地震に対応する安全な建築構造

- 3F** 展示室、展示ロビー、事務室 等
- 2F** 閲覧室、喫茶室、収蔵庫 等
- 1F** 情報コーナー、ホール、和室 等



追手門から見たイメージ図

地上3階(中間層免震) 延床面積 : 6,220.56㎡



高知城歴史博物館を核とした地域振興・観光振興

① 魅力的な事業と広報の充実による誘客

山内家資料という歴史資源と高知城前という立地条件を活かし、観光文化施設として**毎年10万人の集客**を目指し、魅力ある展覧会や利用者サービスを実施するとともに、これらの広報を充実させる。

きめ細かな活動による広報の充実



② 高知市中心市街地の活性化

高知城歴史博物館を拠点として、近隣文化施設や機関、中心商店街等と連携した取組を行い、歴史観光ゾーンとしての**エリア全体の回遊性を高め**、中心市街地の活性化につなげる。

高知城(及び博物館)を中心とした活性化



③ 高知県内各地の文化・観光情報の発信

高知城歴史博物館を利用する観光客を**県内各地へ誘客**するため、地域や文化施設と連携して地域の魅力を掘り起こし、歴史や文化を中心とした観光情報の案内機能を充実させ、その魅力を発信する。

歴史文化情報などの観光案内機能の充実



主な事業の概要

1 経済の活性化

拡

**土佐まるごとビジネスアカデミー（土佐MBA）
による産業人材育成 1,135
【債務負担】 68,322**

産学官民連携センター（コプラ）を拠点とする産業人材育成研修「土佐まるごとビジネスアカデミー（土佐MBA）」の取り組みを平成28・29年度の2か年間継続し、産業振興の担い手となる人材を育成する。

- 産業人材育成研修委託料 1,135千円 【債務負担】 68,322千円
委託内容：土佐まるごとビジネスアカデミー（土佐MBA）の運営等
委託先：民間企業
委託方法：随意契約（公募型プロポーザル）



（文化生活部 文化推進課）

NEW

歴史をテーマにした観光博覧会の実施等に関する計画策定 【債務負担】 6,988

平成29年3月（予定）からの歴史をテーマにした観光博覧会の開催を含めた総合的な計画を策定する。

- 博覧会実施計画策定委託料 【債務負担】 6,988千円
委託内容：博覧会開催等に関するトータルプランの策定
委託先：民間企業
委託方法：随意契約（公募型プロポーザル）



（観光振興部 観光政策課）

拡

**観光キャンペーン「リョーマの休日」をリニューアル 12,843
（観光振興推進事業費補助金）**

観光キャンペーン「リョーマの休日」を一部リニューアルして継続し、博覧会にスムーズにつなげるよう、歴史と食を前面に打ち出した観光プロモーションを展開するために必要な経費について、県観光コンベンション協会に対して助成する。

補助先：（公財）高知県観光コンベンション協会
補助額：定額
補助対象：プロモーション事業に係る経費



（観光振興部 観光政策課）

拡

**龍馬パスポートの取り組みを継続 16,839
（観光振興推進事業費補助金）**

リピーターの拡大や周遊促進策として実施している「龍馬パスポート」の取り組みの継続に必要な経費について、県観光コンベンション協会に対して助成する。

補助先：（公財）高知県観光コンベンション協会
補助額：定額
補助対象：「龍馬パスポートⅢ」に係る経費



（観光振興部 観光政策課）

NEW

**スマートフォン用観光サポートアプリケーションを作製 4,320
（観光振興推進事業費補助金）**

観光情報の発信と周遊促進を図るため、スマートフォンから容易に観光情報が取得できる、観光サポートアプリケーションの作製に必要な経費について、県観光コンベンション協会に対して助成する。

補助先：（公財）高知県観光コンベンション協会
補助額：定額
補助対象：観光サポートアプリケーション作製に係る経費



（観光振興部 観光政策課）

NEW

足摺海洋館の整備に係る基本設計等の実施 【債務負担】 56,904

平成32年度のリニューアルオープンに向け、足摺海洋館の整備に係る基本設計及び地質調査を実施する。

- 基本設計委託料 【債務負担】 50,765千円
委託内容：足摺海洋館基本設計の実施
委託先：民間企業
委託方法：随意契約（プロポーザル）
- 地質調査委託料 【債務負担】 6,139千円
委託内容：足摺海洋館地質調査の実施
委託先：民間企業
委託方法：指名競争入札



(観光振興部 地域観光課)

NEW

大型クルーズ船の受入態勢の充実 【債務負担】 71,642

大型クルーズ船で来高する外国人観光客の満足度の更なる向上に向けて、高知新港での歓迎事業や高知市中心市街地での受入態勢を充実させる。

- 客船受入等業務委託料 【債務負担】 57,124千円
委託内容：寄港時の歓迎行事の実施及びシャトルバス運行等
委託先：民間企業
委託方法：随意契約（プロポーザル）
- 客船受入等業務委託料 【債務負担】 14,518千円
委託内容：寄港時の高知市中心市街地における外国人観光客の受入業務
委託先：民間企業
委託方法：随意契約（プロポーザル）



(土木部 港湾振興課)
(観光振興部 おもてなし課)

2 南海トラフ地震対策の抜本強化・加速化

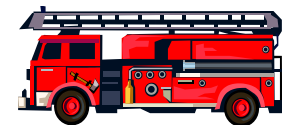
NEW

応急対策活動に必要な燃料の確保 【債務負担】 25,896

(応急対策活動燃料確保事業負担金)

高知市北消防署の整備に合わせ、南海トラフ地震発生後の応急対策活動に必要なとなる燃料をあらかじめ確保するためのタンクを高知市と共同で整備する。

負担先：高知市
負担率：1/2
負担対象：燃料タンク設置に係る経費



(危機管理部 危機管理・防災課)

拡

保育所等の高台移転に対する補助 【債務負担】 250,206

(保育所・幼稚園等高台移転施設整備事業費補助金)

津波から子どもたちの命を守るため、幼保連携型認定こども園なほりの高台移転に伴う施設整備に対して助成する。

補助先：市町村等
補助率：3/4
補助対象：保育所等の高台移転に伴う施設整備に要する経費



つなみまん

高知県防災キャラクター
©やなせたかし



(教育委員会 幼保支援課)

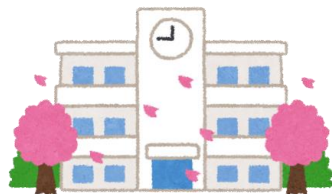
3. 教育の充実と子育て支援

NEW

高吾地域拠点校の整備 34,294
【債務負担】 80,019

県立高等学校再編振興計画に基づき、須崎工業高校と須崎高校を統合して設置する高吾地域拠点校の実施設計等を行う。

- 設計調査等委託料 34,294千円 【債務負担】 80,019千円
委託内容：実施設計・地質調査
委託先：（実施設計）基本設計受託業者
（地質調査）民間企業
委託方法：（実施設計）随意契約
（地質調査）指名競争入札



（教育委員会 高等学校課）

NEW

高知市東部総合運動場多目的ドームの整備
に対する支援【債務負担】 318,250

県民の生涯スポーツの普及・推進及びスポーツツーリズムの推進を図るため、高知市が整備する高知市東部総合運動場多目的ドームの整備に対して支援する。

- 補助先：高知市
補助率：1/2
補助対象：ドーム整備に係る総事業費から交付税措置が見込める額を控除した市負担額



（教育委員会 スポーツ健康教育課）

4. その他

地方消費税の増収見込みに伴う市町村交付金等の増額 4,165,321

地方消費税の増収見込みに伴い、市町村交付金等を増額する。

- 地方消費税市町村交付金 2,181,915千円
- 地方消費税清算金 1,975,085千円
- 地方消費税徴収取扱費負担金 8,321千円

（総務部 税務課）

NEW

債務負担行為を活用した工事の早期発注
【債務負担】 602,500

「建設業活性化プラン」に基づく公共工事の端境期対策として、平成28年度の地方特定道路整備事業（県単独事業）の一部を平成28年4月から着工できるよう前倒して発注を行う。

- 地方特定道路整備
事業費
【債務負担】
602,500千円



（土木部 道路課）

拡

本年9月豪雨による被災箇所の調査及び復旧工事
747,022

本年9月の豪雨による被災箇所の災害査定に必要となる測量調査等及び災害復旧事業費の増額する。

- 測量設計等委託料 18,930千円
委託内容：被災箇所の測量調査及び設計書の作成
委託先：（社）高知県建設技術公社、建設コンサルタント等
- 現年災公共土木施設災害復旧事業費 728,092千円

（土木部 防災砂防課）

指定管理者による県有施設の管理運営委託

【債務負担行為】 3,588百万円

指定管理者による運営管理を行う県有施設について、平成28年度以降の指定管理候補者を選定のうえ、管理運営委託料を定める。

高知城歴史博物館



ふくし交流プラザ



障害者スポーツセンター



牧野植物園



(単位：千円)

No	施設名	新規・更新	指定管理候補者	選定方法	指定期間 (年度)	指定管理料【債務負担限度額】			所管課
						総額	財源内訳		
							(一般財源)	(その他)	
1	高知城歴史博物館	新規	公益財団法人 土佐山内記念財団	直指定	H28～H32	1,192,328	1,192,328	-	文化生活部 文化推進課
2	ふくし交流プラザ	更新	社会福祉法人 高知県社会福祉協議会	公募	H28～H32	321,733	321,733	-	地域福祉部 地域福祉政策課
3	障害者スポーツセンター	更新	社会福祉法人 高知県社会福祉協議会	公募	H28～H32	282,478	267,111	15,367	地域福祉部 障害保健福祉課
4	牧野植物園	更新	公益財団法人 高知県牧野記念財団	直指定	H28～H32	1,792,134	1,792,134	-	林業振興・環境部 環境共生課
4施設					合計	3,588,673	3,573,306	15,367	